

銚田・大洗広域事務組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

制定 令和3年4月1日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続法（平成5年法律第88号）及び銚田・大洗広域事務組合行政手続条例（令和3年銚田・大洗広域事務組合条例第5号）の規定に基づき、管理者その他の処分権限を有する者が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関し、他に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(聴聞及び弁明の機会の付与の手続)

第2条 聴聞及び弁明の機会の付与の手続については、銚田市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成17年銚田市規則第15号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。